

# 平成27年度贈与税改正 (結婚・子育て資金の一括贈与に係る 非課税措置を中心として)

平成27年度は、相続税の遺産に係る基礎控除額の引下げ、最高税率の引上げなどの改正以外に贈与税の改正も行われているようですが、その主な内容を教えてください。

平成27年度の贈与税の改正としては、①結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設、②贈与税の税率構造の改正、③住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充、④贈与税で相続時精算課税を選択する場合の適用対象者の範囲の拡大などがあります。この稿では①と②の概要を説明いたします。

## I 結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置

### 1. 制度の概要

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、父母や祖父母などの直系尊属(贈与者)が金融機関等との一定の管理契約に基づき、20歳以上50歳未満の子や孫(受贈者)名義の管理口座等へ結婚・子育て資金を拠出(贈与)した場合に、金融機関等を経由して受贈者の所轄税務署長へ結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより、この資金について受贈者である子・孫ごとに1,000万円まで贈与税が非課税となります。

結婚・子育て資金の用途は、金融機関等がその領収書等をチェックし、それを保管することとなっています。

### 2. 対象となる結婚・子育て資金

#### ①結婚関係資金(300万円限度)

- 挙式費用、披露宴費用など(入籍日の1年前以後に支払われたものに限る。)

- 新居の家賃、敷金、仲介料など(入籍日の1年前後以内に締結した賃貸借契約に限り、その契約締結日から3年を経過する日までに支払われたものが対象)
  - 転居費用(入籍日の1年前後以内に行ったもの)
- ②妊娠、出産及び育児資金
- 不妊治療、出産関係、産後ケア費用など
  - 未就学児の子の治療代、予防接種代、乳幼児健診代、処方医薬品代など
  - 保育園、幼稚園、認定こども園等へ支払う入園料、保育料(ベビーシッター代含。)など
3. 管理口座等残高に対する取扱い

①贈与者が死亡した時に管理口座等残高がある場合は、贈与者から相続等により取得したものととして相続財産に加算されます。この場合、孫(代襲相続を除く)が祖父母の相続で財産を取得するときには、相続税額が2割加算される場合があります。

②受贈者が50歳に達する日に管理口座等契約は終了し、その時に使い残しがあれば、その年の受贈者の贈与税の課税価格に算入されます。

③受贈者が死亡した場合は、管理口座等契約は終了しますが、その時に使い残しがあっても、それは贈与税の課税価格に算入されません。

## II 贈与税の税率構造の改正

1. 平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税については、直系尊属から贈与により20歳以上の受贈者(その年1月1日時点)が取得した財産(特例贈与財産)については、**特例税率**を適用して計算し、それ以外の贈与により取得した財産(一般贈与財産)については、**一般税率**を適用して計算します。(表1参照)
2. 一般贈与財産と特例贈与財産がある場合は、基礎控除110万円を双方から合理的に控除する計算方法が定められています。

表1 平成27年度以後の贈与税率(贈与税の基礎控除額は年110万円)

基礎控除後の課税価格	【改正前】 税率	【改正後】		
		一般税率(一般贈与財産)	特例税率(特例贈与財産)	
~200万円以下	10%	10%	10%	
200万円超~300万円以下	15%	15%	15%	
300万円超~400万円以下	20%	20%	20%	
400万円超~600万円以下	30%	30%	30%	
600万円超~1,000万円以下	40%	40%	40%	
1,000万円超~1,500万円以下	50%	45%	45%	
1,500万円超~3,000万円以下		50%	50%	
3,000万円超~4,500万円以下		55%	50%	50%
4,500万円超~			55%	55%

(国税庁 相続税及び贈与税の税制改正のあらましパンフレットより)